

令和5年5月26日

保護者 様

守山市立守山中学校
校長 植村 俊之

台風など非常時の対応について（お知らせ）

台風など気象状況等によって災害の発生が予想される場合は、生徒の安全を確保するため、下記により臨時休業等の措置を取ることがありますので、ご理解をお願いします。

記

1. 滋賀県に「特別警報」「暴風警報」発令時における措置について

- (1) 登校前において特別警報もしくは暴風警報が発令されている場合、生徒は自宅待機させてください。
- (2) 午前7時において特別警報もしくは、暴風警報が発令中の場合、臨時休業とします。生徒は登校させないでください。
- (3) 午前7時までに特別警報もしくは暴風警報が解除された場合であっても、危険が予測される場合は臨時休業または始業の時刻の繰り下げの措置をとることがあります。その場合は、メール配信システムによる緊急安全連絡等で指示しますので、それに従ってください。

(注) テレビ・ラジオなどの気象情報にも注意してください。

2. 滋賀県に「その他の警報（大雨、洪水等）」の発令時における措置

- (1) 特別警報、暴風警報以外の大雨、洪水警報の場合、警報の発令をもって臨時休業の措置はとりません。学校からの指示が無ければ、平常どおり登校させてください。
- (2) 警報の発令に伴い危険が予測される場合は、臨時休業または始業の時刻の繰り下げの措置をとることがあります。その場合は、メール配信システムによる緊急安全連絡等で指示しますので、それに従ってください。